

令和6年3月15日

南相馬市農業委員会
3月定例総会議事録

南相馬市農業委員会

農業委員会定例総会議事録

日 時 令和6年3月15日(金) 午後1時40分開会

場 所 南相馬市労働福祉会館 2階会議室

1. 出席委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	浦 島 英 幸	出	11	末 芳 治	出
2	今 野 秀 幸	出	12	今 村 秀 身	出
3	高 倉 裕 信	欠	13	若 杉 裕 二	出
4	原 田 佳 典	出	14	梅 村 正 敏	出
5	佐 藤 政 志	欠	15	塚 野 邦 好	出
6	濱 名 弘 幸	出	16	欠 番	
7	志 賀 恒 夫	出	17	半 谷 眞知子	出
8	鈴 木 一 夫	出	18	今 野 由 喜	出
9	長 井 里 志	出	19	欠 番	
10	森 秋 夫	欠			

2. 出席農地利用最適化推進委員

小高区 渡邊 隆雄

原町区 佐藤 光政

原町区 小谷津 弘隆

3. 出席職員

事務局

局 長 増山 善樹 次 長 佐藤 俊文 主 査 林 雄司

副主査 米本 一樹 主 事 平田 幸子

農地集積課

課 長 前田 伸吾

4. 日 程

- | | |
|--------|--|
| 日程第 1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 諸般の報告 |
| 日程第 3 | 報告第 13 号 専決処分の報告について |
| 日程第 4 | 報告第 14 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の解約の通知について |
| 日程第 5 | 報告第 15 号 違反転用事案の報告について |
| 日程第 6 | 議案第 30 号 農用地利用集積等促進計画の決定について |
| 日程第 7 | 議案第 31 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転の許可申請について |
| 日程第 8 | 議案第 32 号 農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について |
| 日程第 9 | 議案第 33 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分） |
| 日程第 10 | 議案第 34 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 11 | 議案第 35 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分） |
| 日程第 12 | 議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（市許可分） |
| 日程第 13 | 議案第 37 号 農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について（県許可分） |
| 日程第 14 | 議案第 38 号 現況確認証明申請について |
| 日程第 15 | 議案第 39 号 農地専門委員会委員長及び副委員長の互選について |
| 日程第 16 | 議案第 40 号 南相馬市農業委員会委員の担当区域の変更について |
| 日程第 17 | 議案第 41 号 令和 6 年度最適化活動の目標の設定等について |

5. 会議の概要

(開会 午後1時40分)

議 長 只今より、令和6年3月定例総会を開会いたします。それでは先ず、欠席委員について報告いたします。欠席通告者は3番委員、5番委員、10番委員であります。出席委員は、南相馬市農業委員会会議規則第5条により定足数に達しております。

議 長 日程第1、「議事録署名委員の指名について」は、会議規則第24条第2項の規定により、議席番号6番委員、7番委員、8番委員を指名いたします。

議 長 次に、日程第2、「諸般の報告」を行います。3月1日に開催した臨時総会において、新たに会長に選任された私と会長職務代理者とともに、3月4日に市長をはじめ、市議会議員の皆様に対して、就任のあいさつを行いました。以上をもって諸般の報告といたします。

議 長 次に、日程第3、報告第13号「専決処分の報告について」を議題といたします。先ず、専決第5号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第13号専決第5号についてご説明いたします。議案書の3ページから4ページになります。福島地方環境事務所より、東日本大震災に伴う特別措置法に基づく一時使用後の農地について、農地等が農業の用に供されている旨等の証明書の交付依頼があり、証明書を交付した事案が1件ありました。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、専決第6号について、事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第13号専決第6号についてご説明いたします。議案書の5ページから6ページになります。贈与税納税猶予及び不動産取得税徴収猶予制度の特例の適用を引き続き受けようとする方に対して、農業経営継続証明書を交付した事案が、

贈与税納税猶予で9件、不動産取得税徴収猶予で3件ございました。詳細につきましては記載のとおりでございます。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第4、報告第14号「農地法第18条第6項の賃貸借の解約の通知について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第14号についてご説明いたします。議案書の7ページから8ページになります。今回8件の案件がございますが、いずれも合意による解約でありますので、県知事の許可を必要としないものとして手続きしましたことをご報告いたします。詳細につきましては記載のとおりです。以上です。

議 長 只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第5、報告第15号「違反転用事案の報告について」を議題といたします。事務局からの報告を求めます。

事務局 報告第15号についてご説明をいたします。議案書の9ページから13ページ、整理番号1番から9番につきまして、当事者の氏名、土地の所在、違反転用の種類、発生年月日は記載のとおりです。まず、整理番号1番については、息子が実家に戻る予定のため、令和2年頃に先行して敷地内に駐車場等の整備を行いました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したものです。

続きまして、整理番号2番については、平成25年7月頃に駐車場を整備し貸し出しておりましたが、平成30年に返還され、その後に自身が不動産業を開業し、営業車両の駐車場及び資材置場として利用しております。今回、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号3番については、昭和46年に当時の所有者が建物を建築し、その後に現所有者が相続をしたため、転用当時の詳細は不明であります。

今回、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものとなっております。

続きまして、整理番号4番については、転用当時の詳細は不明であり、現在は貸駐車場として利用しております。今回、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号5番については、平成28年10月頃に宅地の一部として造成し、L字の擁壁を設置しました。今回、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号6番については、平成27年頃に事業用の建物を建築しました。東日本大震災以前は、建物が建っていた土地であったため、農地である認識がなかったとのことです。今回、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号7番については、平成28年頃に設備関連会社の事業規模を拡大するため、資材置場や大型トラック、重機等の駐車場を整備しました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号8番については、平成30年頃に経営移譲した設備関連会社から、従業員の駐車場として自宅敷地の一部を貸してほしいと要望があり、自宅敷地及び隣接地の所有者から承諾を得た上で駐車場を整備しました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものです。

続きまして、整理番号9番については、平成8年頃に温泉施設利用者に向けた駐車スペースが必要であったことから、当該施設西側の土地を借りて駐車場を整備し、利用してきました。今般、土地調査を行ったところ、農地であることが判明したため、農地の転用許可を受けて、違反転用状態を是正するものです。以上です。

議 長 それでは、只今の報告に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、報告のとおり承認することとします。

議 長 次に、日程第6、議案第30号「農用地利用集積等促進計画の決定について」を議題といたします。なお、この議案には議事参与の制限に該当する案件がありますので、整理番号2番を先に審議いたします。それでは、農業委員会法第31条の規定により、8番委員にはこの間退席を願います。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。事務局から整理番号 2 番の説明を求めます。

事務局 議案第 30 号整理番号 2 番についてご説明いたします。議案書の 14 ページから 15 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第 17 条の 28 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第 30 号整理番号 2 番について説明いたします。議案書の 14 ページから 15 ページになります。利用権設定が 1 件となっております。今回の議案につきましては、担い手の利用調整となっております。詳細につきましては記載のとおりでございます。なお、賃借料につきましては双方合意の上で決定しております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。
8 番委員の復席を許します。暫時休議します。

(休議)

議 長 再開します。

議 長 続きまして、議案第 30 号「農用地利用集積等促進計画の決定について」の残り 1 件について、事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 30 号の残り 1 件についてご説明いたします。議案書の 14 ページから 15 ページになります。市が農用地利用集積等促進計画を定めるにあたり、福島復興再生特別措置法第 17 条の 28 第 3 項の規定に基づき、農業委員会に対して意見を求められたものでございます。詳細につきましては、担当課であります農地集積課担当職員からご説明を申し上げます。以上です。

議 長 次に、提案者、農地集積課担当職員から説明を求めます。

農地集積課 議案第30号の残り1件について説明いたします。議案書の14ページから15ページになります。利用権設定が1件となっております。公益財団法人福島県農業振興公社へ貸し付ける利用権設定が1件となっております。なお、賃借料につきましては双方合意の上で決定をしております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第7、議案第31号「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます

事務局 議案第31号についてご説明いたします。議案書の16ページから21ページになります。申請番号1番から14番まで、詳細については記載のとおりです。調査担当委員からは、これらの案件について許可要件を満たしているとの報告がありました。以上です。

議 長 続きまして、申請番号6番の現地調査委員であります10番委員が欠席のため、事務局で補足説明を受けていれば、報告を願います。

事務局 補足はございません。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 8、議案第 3 2 号「農地法第 3 条の規定による貸借権等設定の許可申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 2 号についてご説明いたします。議案書の 2 2 ページ、申請番号 1 番及び 2 番について、詳細は記載のとおりです。ともに議案第 3 7 号関連の案件で、営農型太陽光発電設備の更新に係る区分地上権の設定です。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から補足説明があれば、発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 9、議案第 3 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 3 号についてご説明をいたします。議案書の 2 3 ページから 2 5 ページ、申請番号 1 番から 7 番につきまして、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番から 6 番につきましては、報告第 1 5 号の関連であり、違反の追認を得るための案件となっております。

続きまして、申請番号 7 番につきましては、農地改良のための一時転用であり、転用期間は許可日から 6 カ月となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号 1 番について、1 1 番委員。

1 1 番委員 議案第 3 3 号申請番号 1 番についての調査報告をいたします。報告第 1 5 号整理番号 1 番関連になります。現地案内図は 1 ページになります。申請事由は記載のとおりであります。去る 3 月 9 日午前 1 1 時頃より、代理人行政書士の立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

す。以上です。

議 長 次に、申請番号2番について、8番委員。

8番委員 議案第33号申請番号2番についての調査報告をいたします。現地案内図は2ページになります。この案件は報告第15号整理番号2番関連の案件です。去る3月9日午前9時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号3番について、2番委員。

2番委員 議案第33号申請番号3番について現地調査の報告をいたします。この案件は、報告第15号整理番号3番の関連案件となっております。去る3月11日午後4時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査いたしました結果、立地基準、一般基準ともに満たしているものと判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号4番について、17番委員。

17番委員 議案第33号申請番号4番について報告いたします。現地案内図は4ページです。先ほどの報告第15号整理番号4番関連案件であります。去る3月11日午前9時頃より、代理人である行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしく申し上げます。

議 長 次に、申請番号5番について、15番委員。

15番委員 議案第33号申請番号5番について現地調査の報告をいたします。なお、この案件は報告第15号整理番号5番の関連案件です。現地案内図は5ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る3月10日午前10時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、一般基準、立地基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号6番及び7番について、4番委員。

4番委員 議案第33号申請番号6番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は6ページになります。報告第15号整理番号6番関連の案件で、申請内容は記載のとおりとなります。去る3月8日午前9時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。

続きまして、議案第33号申請番号7番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は7ページになります。去る3月8日午前8時45分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第10、議案第34号「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について（市許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第34号についてご説明いたします。議案書の26ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、太陽光発電設備を設置するための転用申請になります。

続きまして、申請番号2番については、貸駐車場を整備するための転用申請であり、報告第15号整理番号8番の追認を得るための案件になります。

続きまして、申請番号3番については、一般住宅を建築するための転用申請になります。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、11番委員。

1 1 番委員 議案第 3 4 号申請番号 1 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 8 ページになります。去る 3 月 9 日午前 9 時 3 0 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断いたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 次に、申請番号 2 番について、1 2 番委員。

1 2 番委員 議案第 3 4 号申請番号 2 番について現地調査の報告をいたします。本案件は、報告第 1 5 号整理番号 8 番と関連する案件でございます。現地案内図は 9 ページとなります。申請事由や内容等については記載のとおりでございます。去る 3 月 1 1 日午前 1 1 時 2 5 分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づきまして、代理人行政書士からの聞き取り、特に申請事由の用途と利活用、さらには現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をさせていただきました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議 長 次に、申請番号 3 番について、1 5 番委員。

1 5 番委員 議案第 3 4 号申請番号 3 番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は 1 0 ページになります。申請内容は記載のとおりです。去る 3 月 1 0 日午前 1 0 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をいたしました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 1、議案第 3 5 号「農地法第 5 条の規定による所有権移転の許可申請について（県許可分）」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第35号についてご説明いたします。議案書の27ページ、申請番号1番から3番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号1番については、資材置場及び業務用駐車場を整備するための転用申請であり、報告第15号整理番号7番の追認を得るための案件になります。

続きまして、申請番号2番及び3番については、太陽光発電設備を設置するための転用申請になります。以上です。

議長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。先ず、申請番号1番について、12番委員。

12番委員 議案第35号申請番号1番について現地調査の報告をいたします。本案件は報告第15号整理番号7番と関連する案件でございます。現地案内図は11ページとなります。申請内容と申請事由は記載のとおりでございます。去る3月11日午前10時50分頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、特に申請用途の資材置場と駐車場等の利活用、さらには現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに満たしていると判断をさせていただきました。皆様のご審議をよろしくお願いをいたします。以上です。

議長 次に、申請番号2番及び3番について、現地調査委員の3番委員が欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 議案第35号申請番号2番及び3番について現地調査の報告をいたします。現地案内図は12ページから13ページです。所在から申請事由までは記載のとおりです。去る3月11日午前10時頃より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査書の調査項目に基づき、代理人行政書士からの聞き取り、また現地の状況等を調査しました結果、立地基準、一般基準ともに許可基準を満たしていると判断いたしました。以上、現地調査委員からの報告となります。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 1 2、議案第 3 6 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(市許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 6 号についてご説明いたします。議案書の 2 9 ページ、申請番号 1 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。この案件は、駐車場を整備するための転用申請であり、報告第 1 5 号整理番号 9 番の追認を得るための案件となっております。以上です。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告を願います。申請番号 1 番について、1 7 番委員。

1 7 番委員 議案第 3 6 号申請番号 1 番についての調査報告をいたします。この案件は、先ほどの報告第 1 5 号整理番号の 9 番の関連案件であります。去る 3 月 1 2 日午前 1 1 時より、代理人行政書士立ち会いのもと、現地調査を行いました。調査の結果、立地基準、一般基準ともに満たしており、何ら問題ないと判断してまいりました。皆様のご審議方よろしくお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第 1 3、議案第 3 7 号「農地法第 5 条の規定による貸借権等設定の許可申請について(県許可分)」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 3 7 号についてご説明いたします。議案書の 3 0 ページ、申請番号 1 番から 3 番について、土地の所在、地番、地目、面積、申請人、転用目的は記載のとおりです。申請番号 1 番については、議案第 3 2 号申請番号 1 番関連の案件であり、令和 6 年 6 月 1 1 日付けで営農型太陽光発電に係る一時転用許可の期間が満了することから、再度一時転用申請をするものとなっております。

続きまして、申請番号 2 番及び 3 番については、議案第 3 2 号申請番号 2 番関連の案件であり、令和 6 年 6 月 1 1 日付けで営農型太陽光発電に係る一時転用許可の期間が満了することから、再度一時転用申請をするものになります。以上で

す。

議 長 続きまして、今回の現地調査委員から報告をお願いします。申請番号 1 番から 3 番について、14 番委員。

14 番委員 議案第 37 号申請番号 1 番から 3 番までの 3 件について、現地調査の報告をいたします。3 件とも被設定人が同一であることから、一括して調査の報告をさせていただきます。現地案内図は 15 ページから 17 ページになります。3 件とも現在許可されている営農型太陽光発電施設を継続して稼働させるための許可申請でございます。先に審議されました議案第 32 号申請番号 1 番及び 2 番と関連するものであります。現地調査は、私と 4 番委員の 2 名で 3 月 12 日に実施いたしました。時間は午後 1 時 30 分から 3 時頃まで要しまして、申請者及び営農者立ち合いをもとに実施いたしました。立地基準、一般基準の調査項目に基づきまして、申請人及び営農者からの聞き取り、また現地の状況を調査いたしました結果、許可要件を満たしているものと判断してまいりました。なお、申請のありました 3 件の導入作物はブルーベリーでありまして、現在まだ幼木であるため、早期に収穫ができるように栽培管理に万全を尽くすよう、営農者に要請してまいりました。以上 3 件の現地調査の結果をご報告いたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付することといたします。

議 長 次に、日程第 14、議案第 38 号「現況確認証明申請について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第 38 号についてご説明をいたします。議案書の 31 ページから 33 ページになります。土地の所在、地番、面積、判定地目は記載のとおりです。調査の結果、申請地全てを非農地と判定いたしました。詳細につきましては、担当委員に現地調査を依頼しておりますのでご報告をお願いいたします。以上です。

議 長 続きまして、申請番号 1 番から 6 番について、現地調査委員を代表しまして、8 番委員から報告をお願いします。

8 番委員 議案第 38 号申請番号 1 番から 6 番の現地調査について、17 番委員と事務局 1 名、私の計 3 名にて、3 月 6 日午前 9 時より行いました。まず、申請番号 1 番は鹿島区寺内地内になります。案内図は 18 ページになります。基盤整備の残地で法面となっているため、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 2 番ですが、案内図は 19 ページです。鹿島区南柚木地内にあり、40 年以上前から不耕作地であったため、雑木が生い茂り、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 3 番ですが、案内図は 20 ページと 21 ページになります。労力不足により耕作放棄地となり、雑木が生えているため、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 4 番ですが、案内図は 22 ページになります。東日本大震災以降不耕作となり、雑木が生え、また石が多くあるため農機具が使えない状況であり、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 5 番ですが、原町区大谷地内の農地であり、案内図は 23 ページです。狭小地かつ砂利地のため、非農地と判断しました。

続きまして、申請番号 6 番ですが、案内図は 23 ページになります。木が植えられており山林化しているため、非農地と判断しました。以上となります。

議 長 続きまして、申請番号 7 番から 14 番について、現地調査委員の 5 番委員が欠席のため、事務局から報告を願います。

事務局 議案第 38 号申請番号 7 番から 14 番について、現地調査の報告をいたします。去る 3 月 6 日午後 1 時 30 分頃より、農業委員 1 名、農地利用最適化推進委員 2 名、事務局職員 1 名、計 4 名で現地調査を行いました。まず、申請番号 7 番についてご報告をいたします。現地案内図は 24 ページです。現地は原町区深野地区にあり、当該地は圃場整備区域外で水利条件が悪く、排水路により隣接する水田から分断され、一体利用が困難なため自然と竹林化し、また土地の面積も狭小で農機具の搬入もできず、農地への再生は困難であるため、非農地と判定をいたしました。

次に、申請番号 8 番についてご報告をいたします。現地案内図は 25 ページのとおりです。現地は原町区矢川原地内にあり、当該地は平成 12 年頃から不耕作地となり、長年の不耕作により森林化しており、進入路も立ち入り困難なほど森林化しておりましたので、再生は困難であるため、非農地と判断をいたしました。

次に、申請番号 9 番についてご報告をいたします。現地案内図は 26 ページのとおりです。現地は原町区高地区にあり、当該地は昭和 47 年頃に行われた圃場整備で区域外となって以来、農地へ渡る道路もなくなり、そのまま約 50 年利用

できず雑木林となり、再生が困難であるため、非農地と判断をいたしました。

次に、申請番号10番についてご報告をいたします。現地案内図は27ページのとおりです。現地は小高区小高地内にあり、当該地は30年耕作しておらず、竹林化している状態でありましたので、非農地と判断いたしました。

次に、申請番号11番についてご報告をいたします。現地案内図は28ページのとおりです。現地は小高区北鳩原地内にあり、当該地は平成10年頃より、現所有者の父親が体調不良により不耕作となり、その後東日本大震災が発生し、県外へ避難をしていることから、管理ができなくなったとのことです。現状は雑木が生い茂り、再生は困難であるため、非農地と判断をいたしました。

次に、申請番号12番についてご報告をいたします。現地案内図は29ページのとおりです。現地は小高区村上地内にあり、当該地は平成23年の東日本大震災以降不耕作となり、急な斜面で竹林化しており、残り3筆につきましては雑木林となっており、合計4筆ともに非農地と判断をいたしました。

次に、申請番号13番についてご報告をいたします。現地案内図は30ページのとおりです。本件調査は代理人行政書士立ち会いのもと、実施をいたしました。現地は小高区角部内地内にあり、当該地は東日本大震災の復興工事に使用する土砂を採取するため、林地開発の許可を受けており、区域内に点在する農地が土砂採取以前から10数年以上不耕作地であったとのことです。既に土砂採取が終わり、当該地の最適化について代理人行政書士と議論をいたしましたが、土質が山砂のため耕作に不向きであり、田として使用する場合においても用水路や排水路がございません。また、農地のまとまりがなく点在しているため、農地としての継続利用は難しい状況であることから、非農地と判断をいたしました。

次に、申請番号14番についてご報告をいたします。現地案内図は31ページのとおりです。現地は原町区北原地内にあり、当該地は昭和59年頃までは現所有者の父親が耕作しておりましたが、その後労力不足により不耕作となり、雑木等が生い茂り、農地への再生は困難であることから、非農地と判断をいたしました。以上8件の現地調査の結果を報告いたします。皆様のご審議をよろしく願います。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第15、議案第39号「農地専門委員会委員長及び副委員長の互選について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第39号についてご説明いたします。議案書の34ページから35ページになります。農地専門委員長の逝去に伴う議案になります。現在の副委員長は12番委員でございます。正副委員長の互選の決め方は、専門委員会設置要綱第5条第2項の規定により、委員の互選により選出するとなっております。そこで、去る3月1日の臨時総会終了後に開催した農地専門委員会において、新たな委員長及び副委員長の互選を決めたところであり、今回この議案を提案し、正式に決定いただくものです。ご審議方よろしくお願いたします。以上です。

議長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議長 この際、委員長及び副委員長より一言ごあいさつをお願いいたします。

委員長 まずは前委員長に対しまして、謹んでご冥福をお祈り申し上げるところでございます。去る3月1日に農地専門委員会を開催したところでございます。新たな委員長の選任について協議をさせていただきましたが、委員長に私12番委員、そして副委員長には2番委員が任命を受けたところでございます。ついては、微力ではございますが、尽力してまいりたいと存じますので、私と2番委員ともども、よろしくお願いを申し上げるところでございます。以上です。

副委員長 今ほど委員長がおっしゃったとおり、私も副委員長の後任として尽力して参りたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

議長 次に、日程第16、議案第40号「南相馬市農業委員会委員の担当区域の変更について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第40号についてご説明いたします。議案書の36ページから38ページになります。原町地区担当農業委員の逝去に伴い、当該地区担当の農業委員が不在となっているため、担当委員数の最も多い石神南地区より1名を、原町地区担当へ変更するものとなります。変更する委員は7番委員であり、変更後の担当区域表は37ページのとおりとなっております。なお、参考に農地利用最適化推進委員の担当区域表を38ページに載せてありますので、ご確認をお願いいたします。以上です。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 次に、日程第17、議案第41号「令和6年度最適化活動の目標の設定等について」を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局 議案第41号についてご説明いたします。議案書の39ページから42ページになります。この議案は、農業委員会等に関する法律の規定により、農地等の利用の最適化活動の目標を設定し、結果を公表するとともに、県知事に報告することから、議案書に記載のとおり、目標の設定について提案するものでございます。主な内容についてご説明いたします。先ず、議案書41ページの中段について、直近の農地利用状況調査により判明した遊休農地の状況としまして、1号遊休農地が1,790ヘクタールになります。なお、その解消目標面積についてですが、令和3年度の遊休農地面積の5分の1を設定することとされておりますので、昨年同様こちらは383ヘクタールとしております。

 続きまして、議案書42ページの中段ですが、最適化活動の活動目標としまして、1カ月あたり6日ということで設定しております。その他、記載のとおりとなります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 それでは、只今の議案に対しまして、質疑等があれば発言を願います。

 〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議 長 ないようでありますので、原案のとおり決することといたします。

議 長 以上で、本日予定いたしました報告3件及び議案12件、合わせて15件の審議を全て終了いたしました。これをもちまして、本日の3月定例総会を閉会といたします。各委員の皆様、大変、お疲れ様でした。

 （閉会 午後2時42分）

南相馬市農業委員会会議規則第24条第1項及び第2項の規定により署名する。

令和6年4月15日

議事録署名人(6番・ハマナ ヒロユキ)

議事録署名人(7番・シガ ツネオ)

議事録署名人(8番・スズキ カズオ)
